

関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）第 92 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項並びに輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 100 号。以下「輸徴令」という。）第 30 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり税関官署の長に委任する税関長の権限を改正し、令和 4 年 1 月 1 日より適用することとしたので、関税法施行令第 92 条第 5 項及び輸徴令第 30 条第 5 項の規定により公告する。

令和 3 年 12 月 21 日

大阪税関長 小林 一久

記

1. 対象官署

大阪税関長が所轄する税関出張所及び税関支署出張所

2. 委任する権限

委任する出張所長	委任する権限
南港出張所長	<p>(関税法)</p> <p>1 第 1 章（総則）の規定に基づく権限。ただし、第 2 条の 3（災害等による期限の延長）の権限に限る。</p> <p>2 第 3 章（船舶及び航空機）の規定に基づく権限。ただし、第 24 条第 1 項（船舶又は航空機と陸地との交通等）中「指定地外貨物積卸しの許可」の権限に限る。</p> <p>3 第 4 章（保税地域）の規定に基づく権限。ただし、次に掲げる権限を除く。</p> <p>(1) 第 35 条（税関職員の派出）の規定による権限のうち、関税法施行令第 29 条の 3（税関職員の派出の申請）の規定に係る権限</p> <p>(2) 第 39 条（指定保税地域に入れることができる貨物の種類の指定）の規定による権限</p> <p>(3) 第 41 条（指定保税地域の取消し後における指定保税地域のみなし期間の指定）の規定による権限</p>

	<p>4 第7章（収容及び留置）の規定に基づく権限。ただし、次に掲げる権限に限る。</p> <p>（1）第86条第1項（旅客又は乗組員の携帯品の留置）の規定による権限</p> <p>（2）第87条第1項（原産地を偽った表示等がされている貨物の留置）の規定による権限</p> <p>5 第9章（雑則）の規定に基づく権限。ただし、次に掲げる権限に限る。</p> <p>（1）第94条の2第3項（関税関係書類の電磁的記録による保存等）の規定による権限のうち、関税法施行規則第10条第7項（関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出書の受理）の規定に係る権限</p> <p>（2）第101条第1項及び第2項（手数料の軽減又は免除）の規定による権限</p> <p>（3）第102条の2（災害等による手数料の還付、軽減又は免除）の規定による権限</p> <p>（4）第106条（特別の場合における税関長の権限）中第1号の規定による権限</p> <p>（関税定率法） 関税定率法の規定に基づく権限。ただし、第13条第1項（製造用原料品の減税又は免税）中「製造工場の承認」の権限は除く。</p> <p>（関税暫定措置法） 関税暫定措置法の規定に基づく権限。ただし、第9条の2第1項（経済連携協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用）中「製造工場の承認」の権限は除く。</p>
大阪外郵出張所長 滋賀出張所長	<p>（関税法）</p> <p>1 第1章（総則）の規定に基づく権限。ただし、第2条の3（災害等による期限の延長）の権限に限る。</p> <p>2 第4章（保税地域）の規定に基づく権限。ただし、次に掲げる権限を除く。</p>

	<p>(1) 第 35 条 (税関職員の派出) の規定による権限のうち、関税法施行令第 29 条の 3 (税関職員の派出の申請) の規定に係る権限</p> <p>(2) 第 39 条 (指定保税地域に入れることができる貨物の種類の指定) の規定による権限</p> <p>(3) 第 41 条 (指定保税地域の取消し後における指定保税地域のみなし期間の指定) の規定による権限</p> <p>3 第 7 章 (収容及び留置) の規定に基づく権限。ただし、第 87 条第 1 項 (原産地を偽った表示等がされている貨物の留置) の規定による権限に限る。</p> <p>4 第 9 章 (雑則) の規定に基づく権限。ただし、次に掲げる権限に限る。</p> <p>(1) 第 94 条の 2 第 3 項 (関税関係書類の電磁的記録による保存等) の規定による権限のうち、関税法施行規則第 10 条第 7 項 (関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出書の受理) の規定に係る権限</p> <p>(2) 第 101 条第 1 項及び第 2 項 (手数料の軽減又は免除) の規定による権限</p> <p>(3) 第 102 条の 2 (災害等による手数料の還付、軽減又は免除) の規定による権限</p> <p>(4) 第 106 条 (特別の場合における税関長の権限) 中第 1 号の規定による権限</p> <p>(関税定率法)</p> <p>関税定率法の規定に基づく権限。ただし、第 13 条第 1 項 (製造用原料品の減税又は免税) 中「製造工場の承認」の権限は除く。</p> <p>(関税暫定措置法)</p> <p>関税暫定措置法の規定に基づく権限。ただし、第 9 条の 2 第 1 項 (経済連携協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用) 中「製造工場の承認」の権限は除く。</p>
<p>富山出張所長 七尾出張所長 福井出張所長</p>	<p>(関税法)</p> <p>1 第 1 章 (総則) の規定に基づく権限。ただし、第 2 条の 3 (災害等による期限の延長) の権限に限る。</p>

宮津出張所長
岸和田出張所長
下津出張所長
新宮出張所長

- 2 第3章（船舶及び航空機）の規定に基づく権限。ただし、第24条第1項（船舶又は航空機と陸地との交通等）中「船舶又は航空機と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所の指定」の権限を除く。
- 3 第4章（保税地域）の規定に基づく権限。ただし、次に掲げる権限を除く。
 - (1) 第35条（税関職員の派出）の規定による権限のうち、関税法施行令第29条の3（税関職員の派出の申請）の規定に係る権限
 - (2) 第39条（指定保税地域に入れることができる貨物の種類の指定）の規定による権限
 - (3) 第41条（指定保税地域の取消し後における指定保税地域のみなし期間の指定）の規定による権限
- 4 第7章（収容及び留置）の規定に基づく権限。ただし、次に掲げる権限に限る。
 - (1) 第86条第1項（旅客又は乗組員の携帯品の留置）の規定による権限
 - (2) 第87条第1項（原産地を偽った表示等がされている貨物の留置）の規定による権限
- 5 第9章（雑則）の規定に基づく権限。ただし、次に掲げる権限に限る。
 - (1) 第94条の2第3項（関税関係書類の電磁的記録による保存等）の規定による権限のうち、関税法施行規則第10条第7項（関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出書の受理）の規定に係る権限
 - (2) 第101条第1項から第3項まで（手数料の軽減又は免除）の規定による権限
 - (3) 第102条の2（災害等による手数料の還付、軽減又は免除）の規定による権限
 - (4) 第106条（特別の場合における税関長の権限）の規定による権限
- 6 第10章（罰則）の規定に基づく権限。ただし、第118条第5項（犯罪貨物等を外国貨物として保税地域に入れる期間の指定）の規定

	<p>による権限に限る。</p> <p>7 第 11 章（犯則事件の調査及び処分）の規定に基づく権限。ただし、第 133 条第 2 項（領置物件及び差押物件の公売等）及び同条第 3 項（随意契約による売却）の規定による権限を除く。</p> <p>（関税定率法） 関税定率法の規定に基づく権限。ただし、第 13 条第 1 項（製造用原料品の減税又は免税）中「製造工場の承認」の権限は除く。</p> <p>（関税暫定措置法） 関税暫定措置法の規定に基づく権限。ただし、第 9 条の 2 第 1 項（経済連携協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用）中「製造工場の承認」の権限は除く。</p>
<p>富山空港出張所長 小松空港出張所長</p>	<p>（関税法）</p> <p>1 第 1 章（総則）の規定に基づく権限。ただし、第 2 条の 3（災害等による期限の延長）の権限に限る。</p> <p>2 第 3 章（船舶及び航空機）の規定に基づく権限。ただし、第 24 条第 1 項（船舶又は航空機と陸地との交通等）中「船舶又は航空機と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所の指定」の権限を除く。</p> <p>3 第 4 章（保税地域）の規定に基づく権限。ただし、次に掲げる権限を除く。 （1）第 35 条（税関職員の派出）の規定による権限のうち、関税法施行令第 29 条の 3（税関職員の派出の申請）の規定に係る権限 （2）第 39 条（指定保税地域に入れることができる貨物の種類の指定）の規定による権限 （3）第 41 条（指定保税地域の取消し後における指定保税地域のみなし期間の指定）の規定による権限</p> <p>4 第 7 章（収容及び留置）の規定に基づく権限。ただし、次に掲げる権限に限る。 （1）第 86 条第 1 項（旅客又は乗組員の携帯品の留置）の規定による権限</p>

(2) 第 87 条第 1 項 (原産地を偽った表示等がされている貨物の留置) の規定による権限

5 第 9 章 (雑則) の規定に基づく権限。ただし、次に掲げる権限に限る。

(1) 第 94 条の 2 第 3 項 (関税関係書類の電磁的記録による保存等) の規定による権限のうち、関税法施行規則第 10 条第 7 項 (関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出書の受理) の規定に係る権限

(2) 第 101 条第 1 項及び第 2 項 (手数料の軽減又は免除) の規定による権限

(3) 第 102 条の 2 (災害等による手数料の還付、軽減又は免除) の規定による権限

(4) 第 106 条 (特別の場合における税関長の権限) の規定による権限

6 第 10 章 (罰則) の規定に基づく権限。ただし、第 118 条第 5 項 (犯罪貨物等を外国貨物として保税地域に入れる期間の指定) の規定による権限に限る。

7 第 11 章 (犯則事件の調査及び処分) の規定に基づく権限。ただし、第 133 条第 2 項 (領置物件及び差押物件の公売等) 及び同条第 3 項 (随意契約による売却) の規定による権限を除く。

(関税定率法)

関税定率法の規定に基づく権限。ただし、第 13 条第 1 項 (製造用原料品の減税又は免税) 中「製造工場の承認」の権限は除く。

(関税暫定措置法)

関税暫定措置法の規定に基づく権限。ただし、第 9 条の 2 第 1 項 (経済連携協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用) 中「製造工場の承認」の権限は除く。